

様式第五（一）（第十条第二項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の導入を行った場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の導入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によって対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	

③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3) 他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

2. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

(記載上の注意)

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特重要設備から導入を行った特定重要設備を特定する事項(品名、型番号等)を記載すること。
3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 特定重要設備の導入の内容及び時期

導入の目的	
-------	--

内容	導入に携わる者に関する事項	名称及び代表者の氏名	
		住所	
		設立準拠法国等	
		導入との関係	
時期			

(記載上の注意)

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由した者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者に関する情報を記載すること。
(1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有した者
(2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施した者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得た者
2. 個人である場合にあつては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること(以下この様式において同じ。)
3. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること(個人である場合にあつては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。)
4. 個人である場合にあつては、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする(以下この様式において同じ。)
5. 「導入との関係」の欄には、1. の(1)又は(2)のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行った行為を具体的に記載すること。
6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供した時点を記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法等又は 国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 「設立準拠法等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間		
該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

- 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地		
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させたことを確認した。	□	

(記載上の注意)

- 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下この様式において同じ。)
- 確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

5. 構成設備に関する事項

(1) 概要	構成設備の種類			
	構成設備の名称			
	構成設備の機能			
(2) 供給者	名称及び 代表者の氏名			
	住所			
	設立準拠法 国等			
5%以上を直接に保有する者 (3) 供給者の総株主等の議決権の		名称又は氏名	設立準拠法 国等又は 国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
(4) 供給者の役員		氏名	生年月日	国籍等
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			

(5) 供給者における外国政府等 との取引に係る売上高の割合	年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□								
	事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)						
地 (6) 製造する工場又は事業場の所在	<table border="1"> <tr> <td>工場又は事業場の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させたことを確認したことを確認した。 </td> <td>□</td> </tr> </table>			工場又は事業場の所在地			(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させたことを確認したことを確認した。		□
	工場又は事業場の所在地								
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させたことを確認したことを確認した。		□							

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第 12 条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類構成設備から導入を行った構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載すること。
3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。
5. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、(3) から (6) までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. (3) の「設立準拠法等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。
7. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。
8. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
9. (5) の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。
10. 6、7又は9の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。
11. (6) の確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
①ー1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたこと [※] を確認している。	□	

※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されたものを除く。		
①－２ 特定社会基盤事業者^{※1}は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたこと^{※2}を確認している。 ※１ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※２ 当該構成設備の供給者によって実施されたものを除く。	□	
②－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。	□	
②－２ 特定社会基盤事業者[※]は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
③－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼で	□	

きる品質保証体制の下開発したことを確認している。		
③－２ 特定社会基盤事業者[※]は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼できる品質保証体制の下開発したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
④－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認し、製造したことを確認している。	☐	
④－２ 特定社会基盤事業者[※]は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認し、製造したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
⑤－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	☐	
⑤－２ 特定社会基盤事業者[※]は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	☐	

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイドンス等を自ら適切に整備・実施している。	☐	
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制の下、設置等を行ったことを確認している。	☐	
⑧－１ 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力することが担保されていることを確認している。	☐	
⑧－２ 特定社会基盤事業者 [※] は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力することが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
(２) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。		
⑨－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。	☐	

⑨-2 特定社会基盤事業者 [※] は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	☐	
⑩-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	☐	
⑩-2 特定社会基盤事業者 [※] は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。	☐	
(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。		
⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等）について、自ら整備している。	☐	
⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制（マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。	☐	
⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する	☐	

不正なアクセスを監視する仕組みを導入 までに実装したことを確認している。		
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑭-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。	□	
⑭-2 特定社会基盤事業者 [*] は、構成設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑮-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	□	
⑮-2 特定社会基盤事業者 [*] は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契	□	

約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。		
⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用している場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。	☐	
（６）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑰ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。	☐	

（記載上の注意）

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
2. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。
3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
4. ①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑭－2、⑮－2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。